

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 7 月29日
【会社名】	株式会社アルゴグラフィックス
【英訳名】	ARGO GRAPHICS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長執行役員（ C E O ） 藤澤 義麿
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町 5 番14号
【電話番号】	03（5641）2018
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 管理本部長 長谷部 邦雄
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町 5 番14号
【電話番号】	03（5641）2018
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 管理本部長 長谷部 邦雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 332,856,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	201,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年7月29日開催の取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	201,000株	332,856,000	—
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	201,000株	332,856,000	—

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,656	—	100株	平成28年8月25日（木）	—	平成28年8月25日（木）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アルゴグラフィックス 本社	東京都中央区日本橋箱崎町5番14号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京中央支店	東京都千代田区大手町1丁目5番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
332,856,000	—	332,856,000

（注） 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

（２）【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗	
資本金	50,000百万円	
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ	54%
	第一生命保険株式会社	23%
	朝日生命保険相互会社	10%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年7月29日現在のものです。

株式給付信託（ＢＢＴ）及び株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、ＢＢＴに係る信託契約（以下「ＢＢＴ契約」といいます。）に基づいて設定される信託を「ＢＢＴ信託」といい、J-ESOPに係る信託契約（以下「J-ESOP契約」といいます。）に基づいて設定される信託を「J-ESOP信託」といいます。

１．ＢＢＴ

ＢＢＴは、企業内容等の開示に関する内閣府令第２号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社及び当社子会社の取締役に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下ＢＢＴの内容を記載します。

（１）概要

ＢＢＴは、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社子会社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社株式及び当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、対象取締役に当社の業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。対象取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。ＢＢＴの導入により、対象取締役に對して中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

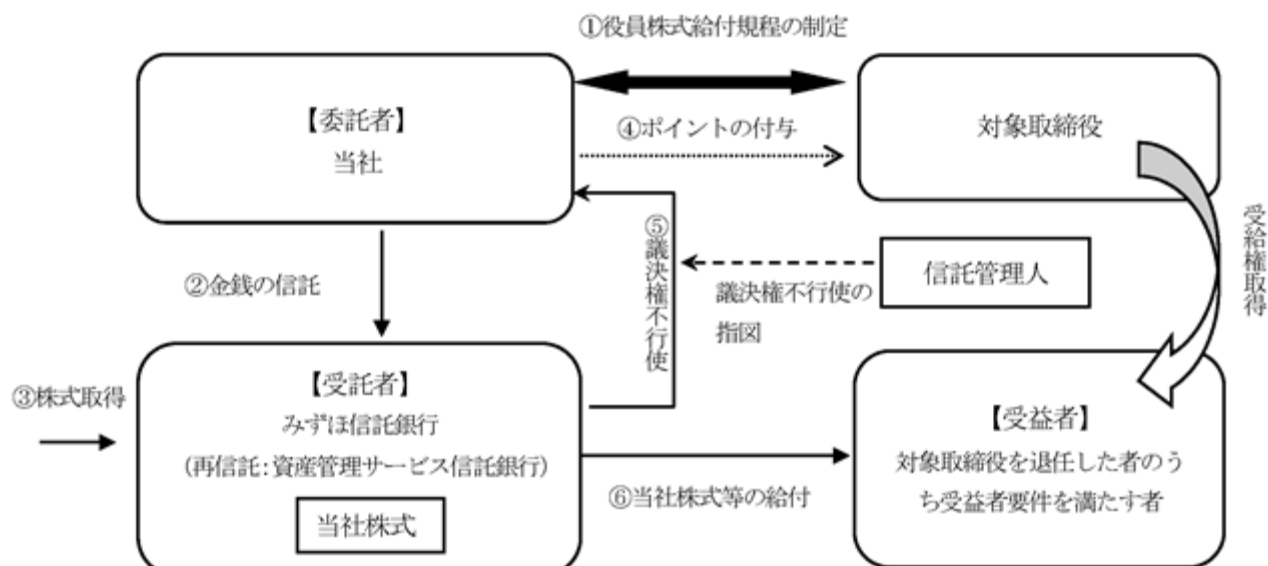
当社は、役員株式給付規程に基づき対象取締役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、役員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を株式市場を通じて又は当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権を行使しないこととします。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者が就任します。

（２）受益者の範囲

対象取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

< 株式給付信託（ＢＢＴ）の概要 >



当社は、平成28年6月16日開催の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、ＢＢＴについての役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲において、役員株式給付規程を制定します。

当社は、 の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

ＢＢＴ信託は、 で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、役員株式給付規程に基づき対象取締役にポイントを付与します。

ＢＢＴ信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、ＢＢＴ信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

ＢＢＴ信託は、対象取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役が役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該対象取締役に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

2. J-ESOP

J-ESOPは、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下J-ESOPの内容を記載します。

（1）概要

J-ESOPは、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に会社業績等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。J-ESOPの導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

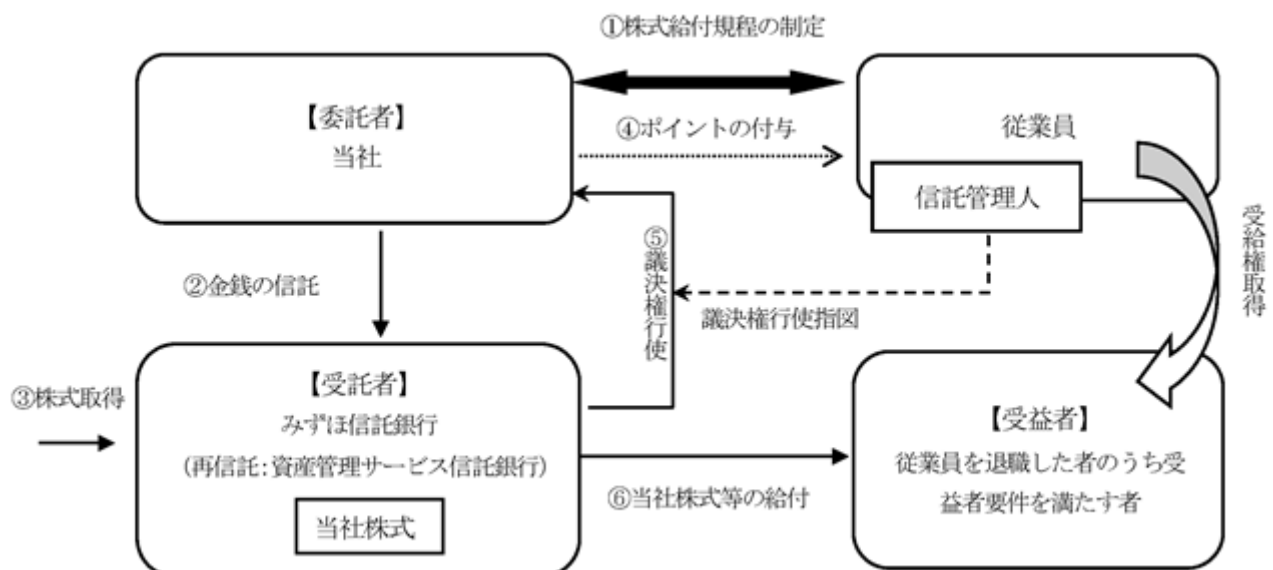
当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を取引市場を通じて又は当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

議決権行使については、「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権行使を行います。なお、信託管理人には、当社従業員が就任します。

（2）受益者の範囲

株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

< 株式給付信託（J-ESOP）の概要 >



当社は、J-ESOPの導入に際し、株式給付規程を制定します。

当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、金銭を信託します。J-ESOP信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、株引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。

J-ESOP信託は、信託管理人の指図に基づき、議決権を行使します。

J-ESOP信託は、従業員を退職した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、当該従業員が株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該従業員に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退職日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあったB B T及びJ-ESOPを導入することといたしました。B B T及びJ-ESOPは、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託（B B T）及び株式給付信託（J-ESOP）の内容」に記載しましたとおり、対象取締役及び従業員に対して自社の株式を給付し、業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、B B T及びJ-ESOPでの活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、B B T及びJ-ESOPにおいては、「 株式給付信託（B B T）及び株式給付信託（J-ESOP）の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者としてB B T契約及びJ-ESOP契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

201,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、B B T契約及びJ-ESOP契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成28年8月25日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき取締役及び従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

当社からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定のB B T契約書案及びJ-ESOP契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。

B B Tにおける議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、B B T信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、B B T契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。

また、J-ESOPにおける議決権行使については、「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、J-ESOP信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、J-ESOP契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成28年6月29日から平成28年7月28日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,656円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,656円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,810円に対して91.49%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,686円（円未満切捨）に対して98.22%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,701円（円未満切捨）に対して97.35%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、BBT及びJ-ESOPに関して当社が定める役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき信託期間（当初3年間）に対応するものとして給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数に対し1.80%（小数点第3位を四捨五入、平成28年3月31日現在の総議決権個数106,223個に対する割合1.89%）となりますが、BBT及びJ-ESOPによる当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付は当社及び当社子会社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）の退任又は従業員の退職によって緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は対象取締役及び従業員の業績及び株価に対するインセンティブを高め、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 （千株）	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
SCSK株式会社	東京都江東区豊洲3-2-20	2,370	22.31%	2,370	21.89%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) （常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行）	245 SUMMER STREET BOSTON, MA, 02210 （東京都千代田区丸の内2-7-1）	415	3.91%	415	3.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	383	3.61%	383	3.53%
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ （東京都中央区日本橋3-11-1）	348	3.27%	348	3.21%

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	317	2.98%	317	2.92%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 (株)みずほ銀行決 済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 (東京都港区港南 2 - 15 - 1 品川インターシティ A 棟)	305	2.87%	305	2.81%
藤澤 義麿	神奈川県大和市	294	2.77%	294	2.71%
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUFG証券株)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A (東京都千代田区大手町 1 - 9 - 7 大手町フィナンシャルシ ティ サウスタワー)	294	2.77%	294	2.71%
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS. NON TREATY 1 (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ (東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1)	220	2.07%	220	2.03%
堀田 勝正	東京都世田谷区	180	1.69%	180	1.66%
株式会社タムロン	埼玉県さいたま市見沼区蓮沼 1385番地	180	1.69%	180	1.66%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5	180	1.69%	180	1.66%
計	—	5,488	51.65%	5,488	50.70%

(注) 1 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 上記のほか当社所有の自己株式500,250株（平成28年3月31日現在）は割当後299,250株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年7月29日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年7月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年7月29日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（平成28年6月17日提出の臨時報告書）

1．提出理由

平成28年6月16日開催の当社第32回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成28年6月16日

（2）決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき30円 総額318,748,500円

ロ 効力発生日

平成28年6月17日

第2号議案 取締役に対する新たな報酬制度導入の件

対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入する。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、福永哲弥を選任する。

（３）決議事項に対する賛成、反対及び危険の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第１号議案	83,311	1,685	0	（注）１	可決 97.83
第２号議案	84,559	437	0	（注）１	可決 99.29
第３号議案 福永 哲弥	73,036	11,960	0	（注）２	可決 85.76

（注）１ 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

２ 議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（４）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上

３．最近の業績の概要

平成28年７月29日開催の当社取締役会において承認された平成29年３月期第１四半期決算短信に記載されている第33期第１四半期連結累計期間（自 平成28年４月１日 至 平成28年６月30日）に係る四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は以下のとおりであります。

なお、これらは「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成したものではありません。

また、この四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,213,957	11,384,731
受取手形及び売掛金	8,264,982	6,816,500
有価証券	2,222,681	2,000,006
商品	354,088	262,328
仕掛品	21,745	111,165
原材料及び貯蔵品	6,589	8,177
その他	747,210	769,451
流動資産合計	21,831,254	21,352,360
固定資産		
有形固定資産	194,745	212,356
無形固定資産		
のれん	1,671,604	1,567,663
その他	122,437	117,075
無形固定資産合計	1,794,042	1,684,739
投資その他の資産		
投資有価証券	7,631,544	6,750,245
長期預金	1,200,000	1,200,000
その他	586,240	550,618
投資その他の資産合計	9,417,785	8,500,864
固定資産合計	11,406,573	10,397,959
資産合計	33,237,828	31,750,320
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,161,582	3,449,290
未払法人税等	473,542	319,664
賞与引当金	447,754	230,452
役員賞与引当金	70,000	15,000
その他	2,202,800	3,575,918
流動負債合計	8,355,680	7,590,327
固定負債		
退職給付に係る負債	1,913,885	1,944,700
その他	485,559	214,470
固定負債合計	2,399,445	2,159,170
負債合計	10,755,125	9,749,497

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,840,269	1,873,136
資本剰余金	1,947,669	1,980,536
利益剰余金	15,457,152	15,652,931
自己株式	598,333	598,333
株主資本合計	18,646,757	18,908,270
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,637,855	2,043,769
退職給付に係る調整累計額	195,369	182,238
為替換算調整勘定	94,476	194,487
その他の包括利益累計額合計	2,348,009	1,667,043
新株予約権	20,230	1,116
非支配株主持分	1,467,706	1,424,392
純資産合計	22,482,703	22,000,823
負債純資産合計	33,237,828	31,750,320

（２）四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

（四半期連結損益計算書）

（第１四半期連結累計期間）

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 (自 平成27年４月１日 至 平成27年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成28年４月１日 至 平成28年６月30日)
売上高	8,608,229	8,912,784
売上原価	6,696,236	6,704,593
売上総利益	1,911,992	2,208,190
販売費及び一般管理費合計	1,348,484	1,432,873
営業利益	563,508	775,317
営業外収益		
受取利息	20,497	20,625
受取配当金	36,084	51,806
その他	15,404	1,661
営業外収益合計	71,986	74,093
営業外費用		
持分法による投資損失	24,422	29,054
その他	1,788	5,363
営業外費用合計	26,210	34,418
経常利益	609,284	814,991
特別利益		
新株予約権戻入益	27,572	7,614
特別利益合計	27,572	7,614
特別損失		
関係会社出資金売却損	47,405	-
特別損失合計	47,405	-
税金等調整前四半期純利益	589,450	822,606
法人税、住民税及び事業税	250,483	353,713
法人税等調整額	27,783	49,327
法人税等合計	222,699	304,386
四半期純利益	366,751	518,220
非支配株主に帰属する四半期純利益	12,919	3,692
親会社株主に帰属する四半期純利益	353,832	514,527

(四半期連結包括利益計算書)

(第 1 四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
四半期純利益	366,751	518,220
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	245,204	594,086
為替換算調整勘定	4,868	23,462
退職給付に係る調整額	4,275	13,131
持分法適用会社に対する持分相当額	88	12,048
その他の包括利益合計	254,259	616,465
四半期包括利益	621,011	98,245
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	609,879	68,504
非支配株主に係る四半期包括利益	11,131	29,741

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	589,450	822,606
減価償却費	25,375	23,486
のれん償却額	28,827	61,687
新株予約権戻入益	27,572	7,614
関係会社出資金売却損	47,405	-
賞与引当金の増減額（ は減少）	212,429	217,301
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	40,000	55,000
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	9,340	49,807
受取利息及び受取配当金	56,582	72,431
持分法による投資損益（ は益）	24,422	29,054
売上債権の増減額（ は増加）	939,048	1,448,482
たな卸資産の増減額（ は増加）	57,842	751
前渡金の増減額（ は増加）	17,694	69,134
その他の流動資産の増減額（ は増加）	98,483	62,083
仕入債務の増減額（ は減少）	746,567	1,712,291
前受金の増減額（ は減少）	488,780	948,256
未払消費税等の増減額（ は減少）	145,932	27,299
その他の流動負債の増減額（ は減少）	398,539	385,740
その他	5,025	9,274
小計	1,304,185	1,748,857
利息及び配当金の受取額	53,976	68,726
法人税等の支払額	573,956	496,110
営業活動によるキャッシュ・フロー	784,204	1,321,473
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,611	41,626
長期預金の払戻による収入	300,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社出資金の売却による支出	40,948	-
投資有価証券の取得による支出	13,471	-
その他	396	1,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	236,572	43,156
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	228,069	54,234
配当金の支払額	278,792	289,051
非支配株主への配当金の支払額	20,968	18,089
その他	-	3,247
財務活動によるキャッシュ・フロー	71,691	249,658
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,689	78,128
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	953,775	950,531
現金及び現金同等物の期首残高	8,124,397	9,028,466
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,078,172	9,978,997

（４）四半期連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第32期）	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	平成28年 6月17日 関東財務局長に提出
---------	----------------	--------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月17日

株式会社アルゴグラフィックス

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 篠原孝広

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三井勇治

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルゴグラフィックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルゴグラフィックス及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルゴグラフィックスの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アルゴグラフィックスが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月17日

株式会社アルゴグラフィックス

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 篠原孝広
--------------------	------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三井勇治
--------------------	------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルゴグラフィックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルゴグラフィックスの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。